

中小企業政策審議会

中小企業・小規模事業者政策基本問題小委員会

(第6回)

令和6年12月17日(火)

経済産業省中小企業庁

午前9時45分 開会

○植田委員長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第6回「中小企業・小規模事業者政策基本問題小委員会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、御参集いただき誠にありがとうございます。本日も円滑な議事運営に御協力をお願い申し上げます。

まず、配付資料について事務局から説明をお願いいたします。

○黒田小規模企業振興課長 配付資料についてはお手元のiPadで表示・御覧いただくという形にさせていただいております。資料が表示されないなどの問題がございましたら、事務局までお申しつけください。

○植田委員長 それでは、議事に移ります。

本日は「小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）事務局案」について議論をいただきます。

「小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）事務局案」について、事務局から説明をお願いします。

○黒田小規模企業振興課長 資料2と3について説明をさせていただきます。資料2は事務局案本文の概要で、資料3が本文になります。説明については時間の関係上、資料2について説明をさせていただきます。

資料2を御覧ください。大きく第1章、第2章、第3章と分けています。前回、基本法に基づく構成について説明をしましたが、第1章につきましては施策についての基本的な方針と、その中に現状認識、基本的考え方、4つの目標がございます。

第2章は、4つの目標に基づく政府が講ずべき施策として、先般お示しした15の重点施策を4つの目標に基づいて記載しています。

第3章につきましては、その他政府以外の者が推進するために必要な事項ということで、これも法律に基づきまして地方公共団体の責務、小規模事業者の努力等、関係者相互の連携及び協力という形の構成にしています。

まず、第1章です。現状認識ですが、現在、日本経済は大きく変化するチャンスを迎えており、まさに潮目の変化の今、デフレ構造から新しい経済ステージへ移行できるか否かの正念場を迎えていると認識しています。特に製造業の国内回帰、インバウンドを含む国内観光消費の拡大、農林水産を含む輸出拡大など、地域経済の活性化に向けた大きな動きが見られる中、それを支える小規模事業者の存在が欠かせないという状況であると認識しています。

一方、小規模事業者の経営をめぐる環境については、ここに記載のとおり様々な状況があり、急速かつ大規模な変化を遂げつつあるという認識です。経営資源の乏しい小規模事業者がこうした事業環境の変化を踏まえながら経営課題に単独で対応していくことは極めて困難であると認識しており、そのため、支援機関による伴走支援は一層その重要性を増していると考えています。

こういった中で、事業者を取り巻く環境や抱える課題が多様化・複雑化することにより、

一方で経営指導員の業務が質・量ともに急増していると認識しています。結果として人件費等の絶対額が不足しているという状況であり、こういった状況が引き金となって人員不足、あるいは支援ノウハウ・知見の不足が顕在化し、従来型の支援体制での対応が困難であると認識していきまして、支援体制の強化が喫緊の課題となっています。

また、我が国では近年、最近でも能登半島地震が約1年前にありましたが、水害も含めて相次ぐ自然災害に見舞われています。地域の経済・雇用を支える小規模事業者にとって大きな影響をもたらしているというところが現状認識です。

続きまして、基本的考え方です。こうした時代の転換点にありまして、事業の拡大を目指す意欲的な小規模事業者はもとより、事業を持続し地域を支え続ける小規模事業者においても賃上げの実現等をしていくために、これまで以上に「稼ぐ力」を高めていく必要があると考えています。小規模事業者の特性、強みは、多様なニーズにきめ細かに対応し、バラエティー豊かな製品・商品・サービスを提供でき、新たなニーズを喚起できることです。また、ウェブメディアの発達により、小規模事業者の強みを一層生かしやすい状況にあると考えています。

また、所有と経営の一致により迅速な意思決定ができるということから、ニーズに対応した戦略転換が容易であり、長期を見据えた行動も可能です。また、経営資源を次世代に引き継ぎ社会全体で有効に活用するために、新陳代謝の円滑化を進めることも必要と考えています。また、地域とのつながりが強い小規模事業者の社会的意義を再認識する必要があります。

新たな需要が喚起される分野として、デジタルだけでは実現できない体験価値のニーズの高まりやインバウンドの需要が大きく高まっており、また、観光、食、農林水産業、文化、伝統等、固有の体験価値を提供する分野があるといったところが外貨獲得の絶好のチャンスでもあると考えています。特に小規模事業者は顧客ニーズへのきめ細かな対応が可能という強みを生かして、多様で魅力的な商品・サービスの提供が求められています。社会課題解決に資する事業として地域課題解決を図るところも小規模事業者にとって非常に注目を浴びているという状況になっています。

また、需要を見据えた経営力の向上としまして、小規模事業者が自ら経営力を強化し、事業の拡大や持続的な発展につなげるために、経営リテラシーが委員会でも議論になりましたが、経営戦略、会計、知財等も含めてそういったところを高めていく、また、経営者自ら経営計画に策定、落とし込みをやりまして、外部環境や自社の強み・弱み、経営課題についての分析を行うプロセスを行えることにより、経営の自走化を目指すことが必要と考えています。

そういったところをしっかりとサポートするためにも支援機関の体制強化が必要で、例えば商工会・商工会議所の経営指導員等の人件費や商工会館等の事業費の確保、デジタルツールの確保やナレッジ・ノウハウの共有等による支援の質の向上や業務の効率化、また、広域的な支援体制の構築等により小規模事業者の支援体制の充実を図っていく必要がある

と考えています。

あと、もちろん商工会・商工会議所だけでなく、地方公共団体や中小機構、中小企業を支える中央会や商店街、また、よろず支援拠点や金融機関などの様々な機関が相互に緊密に連携し、地域で総力を挙げて取り組む必要があると考えています。

また、自然災害への対応としまして、頻発・激甚化する自然災害からの早期の復旧・復興に向けて、国・自治体が一体となって支援を行っていくということが求められます。被害の軽減や早期の復旧を図るためには、様々なリスクを認識した上で平時から小規模事業者の事業継続力の強化を促していくということが必要だと考えています。

この基本的考え方は「必要」ということで記載をしていますが、その下に4つの目標に分類し記載していきまして、これは法律の事項に基づいた分類ですが、1つ目が「需要を見据えた経営力の向上」、これは経営者の意識改革、事業の持続的発展、意欲ある事業者の成長発展というところですか。2つ目が「経営資源の有効活用、人材の育成・確保」ということで、新陳代謝の円滑化、事業継続力の強化、人手不足対策、人材の育成・確保。3つ目が「地域経済の活性化、地域住民の生活向上・交流促進」ということで、地域の持続的発展、地域経済・生活・コミュニティの活性化というところですか。4つ目が「支援体制の整備その他の必要な措置」ということで、支援機関の体制強化、国と地方公共団体との連携強化、手続の簡素化というところで、これも法律に基づきまして分類をしています。

この基本的考え方を4つの目標の中で「促進する」あるいは「強化する」という記載にして再編をした形を取っています。

第2章ですが、これは政府が講ずべき施策として、この4つの目標を15の重点施策にさらにカテゴライズしています。目標1の「需要を見据えた経営力の向上」については、経営者のリテラシー向上、経営計画の策定、需要開拓や新事業展開、取引適正化対策です。目標2の「経営資源の有効活用、人材の育成・確保」については、起業・創業、事業承継・円滑な廃業・再チャレンジということ、また、多発する大規模災害等への対応、事業継続力の強化、人手不足対応、人材の育成・確保です。目標3の「地域経済の活性化、地域住民の生活向上・交流促進」については、重点施策として地域経済の活性化、地域の生活・コミュニティの活性化、地域課題解決の推進です。目標4の「支援体制の整備その他の必要な措置」については、支援機関の体制・連携強化、国と地方公共団体との連携強化、手続の簡素化・施策の情報提供です。これら重点施策は4つの目標に基づいて、国が実際に講ずる施策を具体化して記載しています。

第3章につきましては、国以外が行う必要な措置というところとして、3つほど掲げています。「地方公共団体の責務」としましては、都道府県は市町村と連携しつつ、国との定期的な連絡会議を通じて事例や知見を蓄積し、小規模事業者の振興に関する施策を積極的に講ずることが求められる。また、自然災害等が発生したときには被害状況の把握に努めるとともに、国と連携し、災害規模に応じて復旧の取組支援が求められるということです。

2つ目の「小規模事業者の努力等」ですが、小規模事業者自らの取組は不可欠です。自主的に円滑かつ着実な事業の運営を図るように努めるとともに、小規模事業者同士が連携した営業協力や共同調達等による共助の取組を強化するということです。また、中小企業団体につきましては、小規模事業者の振興に主体的に取り組むように努めるということと、それ以外の小規模事業者の振興に関する施策の実施にその他の関係者が協力するということです。

3つ目が「関係者相互の連携及び協力」ですが、ここに記載のとおり関係者について支援があまねく全戸に効果的・効率的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう求めるというものです。

私からの説明は以上です。

○植田委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明を踏まえまして自由討議に入りたいと思います。本日も私よりお一人ずつ指名をさせていただきますので、一人3～4分程度で御発言いただきたいと思います。なお、本日も五十音順で指名をさせていただきます。

それでは、石川委員からお願いいたします。

○石川委員 ありがとうございます。御説明、よく分かりました。概要について御説明があったのですが、基本計画の事務局案についても事前に少し御説明いただいておりますので、それも含めて何点か申し上げたいと思います。

1点目は、4つの目標と15の重点施策が連携し、その関係性が明確になるような書きぶりになっておりまして非常に分かりやすいと思います。また、私どもから指摘させていただいた経営者同士場の提供や環境問題みたいな話も本文の中に盛り込んでいただいて、大変ありがとうございます。

ただ一つ、項目立て自体が割と抽象的な表現が多いので、本文自体も文章が多くて何をやるべきというところをもう少し明確に打ち出せればいかなと思っています。地域活性化などといったワード自体が割と抽象的なところもあるので、例えば黒岩委員からお話があった知的財産のようなお話など、具体策が明確に分かるような書きぶりも必要なのかなと思っています。

あと、基本的な考え方の1番目に「稼ぐ力」についてお話があったのですが、本文中では「デジタル力」のような表現もございまして、なかなか中小企業にとってデジタル力を活用するというのはまだまだハードルが高い面もあるので、「稼ぐ力」を高めていくだけでいいのかなという感想も持ちました。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

○植田委員長 ありがとうございます。

それでは、梅山委員、お願いいたします。

○梅山委員 ありがとうございます。診断士の梅山でございます。

これまでの長時間、たくさんの議論を踏まえまして、これだけまとまって良い基本計画

にまとめられているなと思いました。その中でも特に私がさらに念押しといたしますか、2点お伝えしたいと思いますが、経営の自走化というところはとても強調したいところだと思っています。まずもって経営というのは事業者の先見性、決断力、自己変革能力などの自己の責任で収益を上げて存続・成長させることが基本です。これが「稼ぐ力」ということになるかと思えます。コロナ禍での事業者さんは補助金やゼロゼロ融資などの国の支援を受けてこられましたけれども、それはあくまでも緊急措置であって、潜在的な廃業予備軍が増加しているのが現状です。潮目の変化と言われる今をチャンスに変えるためには、経営者自身の気づき、自助努力、経営リテラシーの向上、これらに対して不断の努力を促進すべきと考えます。

もう一つは連携についてです。事あるごとに言っていることなのですが、活性化協議会に自ら御相談に来られる事業者さんの多くが再チャレンジ、いわゆる廃業支援というケースになっています。取引先の財務状況を把握している金融機関様からの勧めで黄色信号のうちに来られる企業さんに関しては、まだその手前段階ということが非常に多いので、まずこの相談のタイミングというのが非常に重要と思っています。全国の活性化協議会の中でも、福岡県についてはプレ再生の計画策定件数がトップだそうです。なぜかと聞いたところ、活性化協議会と金融機関との連携がかなり進んでいるということでした。やはりこういった話を聞いても、関係機関の連携強化は支援に欠かせないところだと感じています。

また、日頃というよりも以前から感じていることなのですが、いろいろな支援窓口の相談に携わられている担当者御自身がほかの機関や専門家の役割をあまり深く理解されていないケースもあります。そこで相談されたことを適切に次につなげていくというフローがとても大事ではないかと思えますので、その仕組みづくりをぜひ行ってほしいと願っております。

それから、私自身は中小企業診断士なのですが、診断士というのは地方公共団体、会議所様、商工会様による支援など、多様な支援機関でいろいろな面でお手伝いをさせていただいております。そのほかにも顧問先を抱える経験豊かな診断士、各専門分野・高度な課題に特化した診断士、金融機関や引継ぎ支援センター、活性化協議会などの各機関だけでなく、各専門士業への橋渡しや連携を日常的に行っている診断士も多くおります。専門家としての即戦力だけでなく、支援機関の人材育成はOJTが可能です。連携強化促進のハブという役割をぜひさらに活用していただきまして、期待に応えていきたいと思っております。

最後に、昨晚も遅くまでこの計画案を作成されておられました担当者の皆様、関係者の皆様、大変お疲れさまでした。まだまだこの後もあるかと思うのですが、私としては委員の皆様から貴重な御意見や知識を得られましたことに心より感謝申し上げます。

以上でございます。

○植田委員長 ありがとうございます。

それでは、次に黒岩委員、お願いいたします。

○黒岩委員 中央会の黒岩でございます。

ここに書かれておりますように、小規模事業者につきましては地域経済のみならず地域社会、また、文化活動、あるいはいろいろな災害の消防活動ということで地域を支える役割を担っているということからすれば、この小規模事業者の活性化というのは本当に喫緊の課題であるということなのですけれども、実態はなかなかいまだに発注元や親会社のさじ加減に左右されているということで右往左往しているということが実態であります。

製造分野につきましてもタフ化を図ってはいるのですけれども、なかなか功を奏した新規分野の開拓というのはできていない。一方、長期的な戦略を立案している事業者につきましては、常に次の施策を考えていたりというところもありまして、下請でも「稼ぐ力」が潤う循環に至っているところもあります。

また、小規模事業者といえども海外市場を見据えた展開を考えているところもあります。改めて小規模事業者といえども長期を見据えた事業革新というのを私たちが促していく必要があるということは思います。

また、今、梅山さんからございましたが、経営の自走化ということでは、私たち伴走支援機関としましては、特に先ほどもお話がありましたが、知財活用場というものを考えたり整備することによりまして、次のステップに至る道筋の相談を受けたり、また、人材の流動化を促して適切な人材の確保ということを考えるきっかけをつくることなどで、自ら走り出す、それから、自らの足で立てる筋力を養うということに尽力したい。また、私たちの課題とすれば、そこでどれだけ多く事業者の方と接する、または提案するということが課題でもあるということでもあります。

今回、いろいろな面で多角的な御意見を委員の皆様からも賜りまして、非常に私たちも参考になりました。ありがとうございました。

○植田委員長 ありがとうございました。

それでは、次にオンライン参加の小出委員、お願いいたします。

○小出委員 市原市長の小出でございます。今、御説明をいただきまして、きれいにまとめていただきまして非常にありがたいと思っています。

その中で、特別意見があるということではないのですけれども、第3章の「地方公共団体の責務」という中で、ここの「都道府県は、市町村と連携しつつ、国との定期的な連絡会議を通じて」という部分が非常に大事だと思っております。本市では基礎自治体として小規模事業者を支援するための融資制度や利子補給制度など、独自に事業者の負担軽減を図っているところであります。これについても都道府県・国との連携をすることによってより良いサービス提供ができればと思っております。そういう中でも、今後も社会経済状況を踏まえた上で支援機関ときちんと連携をした中で、資金調達の円滑化など、制度の運用に努めてまいりたいと改めて思っているところであります。

そんな中、さっきの審議会でも御説明をさせていただきましたが、先取りをするという

意味ではありませんが、本市では令和8年10月に産業創造拠点をオープンしようと今、予定をしているところであります。その施設の中心となるのが産業支援センターであり、その機能の拡充も予定をしているところであります。今後、商工会議所との連携を強化し、資金調達や販路拡大のフォローアップ体制を強化する、ここに書かれているような努力をしっかりと基礎自治体として責務を果たしていく、改めてそのように感じたところであります。

以上でございます。

○植田委員長 ありがとうございます。

それでは、次に小駒委員、お願いいたします。

○小駒委員 公認会計士の小駒でございます。本日も丁寧な御説明をありがとうございます。また、御担当者の皆様におかれましては、各委員からの意見を反映し、基本計画にまでまとめてくださったことに感謝申し上げます。

私からは、計画内容について1点言及をさせていただきたいと思います。計画の8ページ目20行目のところですが、こちらの記載に「加えて、経営基盤の強化に向けて、地域の小規模事業者同士が連携した営業協力や共同調達、持ち株会社化等による事務集約や戦略立案の高度化など」ということで、まだ文言は続いておりますけれども、このような記載がございます。こちらは小規模事業者同士の合流や統合といったところまでもう少し踏み込んだ内容での記載にさせていただくことが望まれると考えております。こちらにございます「持ち株会社化」という文言が事業者同士の交流や統合ということを意味している可能性もあるのですが、こちらでの意味が明確ではないということがございます。

また、経営基盤の強化という枠組みにおいては、計画の中の記載にもあるとおり、それぞれが強みを発揮できるような体制に移行していく必要があると考えております。特に経営管理面では事業者の数だけ手間がかかるという側面もありまして、全体の経営資源が不足しています。このような状況においては事業者同士の交流や統合というのも不可避ではないかと考えております。

私からは以上になります。ありがとうございます。

○植田委員長 ありがとうございます。

それでは、次に後藤委員、お願いいたします。

○後藤委員 今回の報告書案に関し、まず総論としてのコメントを2つ申し上げます。

ひとつは報告書全体の評価です。第Ⅱ期基本計画が閣議決定された2019年以降、小規模事業者は激動の約5年を経験し、今日の経営環境は当時から激変しています。今回の基本計画案は、そうした環境変化のもと、本小委員会での議論や多様な意見をバランスよく織り込んだ内容だと思います。それは総花的に論点を織り込んでいるという意味ではなく、基本的な方針を明確にした上で個別の論点をそこにつなげていくという建てつけの妥当さに負っている面が大きいと感じます。

2つ目の総論的コメントは、報告書の基本的性格についてです。かねてより、私自身、

単に大企業と中小企業に二分する枠組みには懐疑的でしたが、小規模事業者に焦点を当てた本小委員会は、従来よりきめ細やかな政策対応を議論できる場であり、報告書はわが国の中小企業支援の進化の一環と位置付けられると捉えています。今回の案でも地域密着型、市場開拓型、アーリーステージの事業者など、多様な小規模事業者への目配りがなされています。そうした支援の“きめ細やかさ”を高める性格を積極的に評価したいと思います。

次に、各論的なことを2点指摘しておきます。

まずひとつは、小規模事業者に対する支援の基本方針です。小規模事業者を単なる弱者と捉えて経営を維持してもらおうよう助けるというのではなく、強みも認識した上で「稼ぐ力」を高め、自走する経営力をつけてもらうためにサポートするという方針を明確化したことは大きな意味があると思います。わが国の経済政策において、公共投資等による有効需要の創出や、金融政策による景気刺激策に比べ、成長戦略がいかに難しいかは常々感じられるところです。今回の報告書にうたわれているような方向において、各種支援機関の拡充を図ることはわが国の有効な成長戦略になり得るのではないかと期待しています。

2点目は、新陳代謝についてです。新陳代謝の重要性は共有をしつつ、一律的な退出促進ではなく円滑な新陳代謝を図ることを確認したのは、わが国の実情を鑑み、マクロ的視点とミクロ的視点の折り合いをつけた意義深いことと思います。廃業というと倒産をイメージしがちですが、今回の案では前回の案よりも親族以外への承継も含む多様な出口をさらに明確化しているという点は妥当と感じます。

最後に、今回の議論に向けて若干付け加えておきますと、この場では語り切れなかった課題もまだまだあろうかと思えます。例えば報告書案でも少し触れられているフリーランス等の就業スタイルは今後も拡大が見込まれる小規模事業者であり、さらなる議論の余地があります。また、「貯蓄から投資へ」という方向性がなかなか定着しないわが国の金融システム全体の在り方も、特に小規模事業者の発展という観点から大局的な議論が求められるところです。

また、今後も十分あり得る大規模な経済ショックに対しいかに迅速に対応し、システムティックに脱却していくかということも平時から議論しておくことも重要と考えております。

遠からず最終版としてまとめられる報告書がさらなる前向きな議論の礎となることを願っています。

○植田委員長 ありがとうございます。

それでは、次に澤井委員、お願いいたします。

○澤井委員 初めに、基本計画に商工会議所の意見を反映いただきありがとうございます。また、様々な立場の方が多くの時間をかけて議論し、作り上げた基本計画は大変貴重なものであることを広めるとともに、本計画を活用し、元気な地域をつくるという使命を新たにしたところです。

先ほどの御説明でも言及されておりましたが、人口減少で小規模事業者数も減少傾向で

すが、1者でも多くの事業者が、地域のインフラとして事業を継続・拡大させていくことが重要です。この基本計画は、国・地方公共団体・支援機関がそれぞれの責務を明確化させ、予算措置も含めて小規模事業者支援施策の根幹を示すものだと思っております。したがって、小規模事業者の地域経済の好循環における重要性、経営支援の位置づけを分かりやすく明示し、経営指導員数の拡大など、支援する者のマンパワー不足の解消、経営支援体制の拡充につながる内容とすべきです。

また、地方公共団体と商工会議所で策定する経営発達支援計画と伴走型補助金の思い切った対象拡大、柔軟な制度運営、手続きの簡素化を盛り込んでいただきたいと思います。

小規模事業者支援は、経営発達だけではなく地域活性化との両輪での支援が必要であり、地域産品開発や地域おこし、観光振興など地域活性化に資する事業も補助対象とする必要があります。

また、経営支援力を高めるためには、支援者の待遇改善が急務です。国は、人件費の算定基礎の引上げを通じて地方交付税の増額を図り、その上で道府県に経営支援体制予算の拡充をぜひ求めていただきたいと思います。

「広域連携」は重要です。しかし、商工会議所には法律上、連合会がなく、ほとんどが任意組織です。各地域の実情やニーズを踏まえ、全小規模事業者数の約7割を抱える商工会議所の連合会にも、人件費と事業費の予算措置をお願いします。

また、第Ⅱ期の基本計画では、4つの目標のうち個社支援が2つ、地域関係が2つとなっていました。両方の支援が必要であり、第Ⅲ期も「4. 支援体制」の表題に「地域」というワードを削らずに残していただきたいと思います。地域全体で底上げしていく必要があります、第Ⅱ期から後退したように見えます。ぜひ「地域」という言葉を入れてください。

最後に、「稼ぐ力の強化」には「知財の活用と保護」が重要です。今回の基本計画の見直しで、何が変わったかを明確にしておくことが何よりも大事です。これに伴い、行政から支援策や予算が付くこととなります。小規模事業者の強みは知財など無形資産です。事業性評価など、金融支援にもつながりますので、重点施策に「知財」を明確に柱立てしていただきたいと思います。

以上です。

○植田委員長 ありがとうございます。

それでは、次に島口委員、お願いいたします。

○島口委員 全国商店街振興連合会の島口でございます。

まず、今回でございますけれども、商工会・商工会議所だけではなく我々のような小規模事業者と直接対応している商店街、それから中央会などをきちんと明記いただいたことに対しまして、改めて感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

我々の中で本当に共助という形の枠の中でそれぞれの形で進んでおりますけれども、大変厳しい状況の中、皆さん今回の委員会の中でも商店街の役割というものを御理解いただ

けたと思います。そういう中で温かい言葉をいただいたことに対しまして、我々も考えなくてはいけないところがたくさんございました。

そんな中でも「稼ぐ力」ということでお話をいただいております。特にその中のキーワードで「インバウンド」というのがありますが、現状、私が所属しております商店街では、本当にあふれんばかりに来て頂いているのですが、実際にその波及効果というのなかなか生まれていない。単独の商店街、近隣は良いのですけれども、ちょっと離れた商店街にはその恩恵が全くないということでございますので、そういう意味ではある程度、知恵とアイデアが必要なことでございます。ぜひそういう意味では商業課さんとの連携であるとか、商工会・商工会議所さんとの連携の中で、どのように人を回し、どのように消費に結びつけていくのかということは大事なお話かと思っております。

先進事例も含めて、我々商店街としての形の中での「稼ぐ力」というものに対して改めて考えるところもたくさんございました。ぜひこういう進め方の中で、我々と共にやっていく姿勢をぜひこれからも維持をいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○植田委員長 ありがとうございます。

それでは、次に諏訪委員、お願いいたします。

○諏訪委員 本当に取りまとめありがとうございます。これまで小規模企業振興基本計画には知的財産のことが記載されていなかったのですけれども、今回、基本的な考え方で入れていただき、ありがとうございます。

ただ、もとより国や地方自治体、支援機関における知的財産の活用・保護についての意識、リテラシーは十分高いと言えらると思っておりますので、澤井委員もお話しされておりましたが、私からは小規模企業振興基本計画第Ⅲ期案における新たな15の重点施策として知的財産の活用・保護の推進の創設を要請いたします。

政府は賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現することを目指すとして、中小企業・小規模事業者にも高い賃上げ率を期待しています。賃上げ原資の確保には取引の適正化が不可欠ですし、付加価値の向上、要は粗利を増やす必要があります。粗利を増やすためには、差別化商品・サービスの開発・提供が有用であり、ノウハウや営業秘密、商標や特許などの知的財産の活用・保護が重要となります。これが小規模事業者のブランド化やブランド力強化になり、これが成長につながっていくということになりますので、ぜひこの辺をお願いいたします。

ですので、小規模事業者や国・地方自治体・支援機関における知的財産の活用・保護について、意識、リテラシーだけではなく、これを実行に移していくために、第Ⅲ期案において重点施策として従来なかった新たな柱立てをしていただきたいと思っております。

つきましては、ぜひ第Ⅲ期案におきまして、新たな重点施策として知的財産の活用・保護の推進を創設していただきたいと思っております。

以上です。

○植田委員長 ありがとうございます。

それでは、次にオンライン参加の達増委員代理の橋場様、お願いいたします。

○橋場氏 岩手県商工労働観光部副部長の橋場でございます。公務により知事、達増拓也の出席がございませんので、代理で発言させていただきます。

これまでの本小委員会において、小規模事業者は地域経済や雇用、住民生活を支える重要な存在であり、デジタル化の急速な進展、物価高騰や人手不足など、小規模事業者を取り巻く経済環境が激変する中にあるには、支援を行う商工会や商工会議所などの指導団体による事業者への伴走支援がさらに重要度を増していることをお話ししてまいりました。

第Ⅱ期の計画における現状認識には、商工会・商工会議所の重要性や支援体制強化の必要性に係る記載はなかったのですが、第Ⅲ期基本計画の事務局案にはこの部分も盛り込まれておりまして、商工指導団体の果たす役割、重要性が極めて高くなっていることを反映いただいたものと受け止めております。ありがとうございます。

小規模事業者とそれを支える商工指導団体を取り巻く様々な環境が大きく変化している中、地方自治体と国が緊密に連携し、財政措置の在り方や役割分担などについても引き続き議論を進めながら、商工指導団体の支援体制強化を実現し、小規模事業者の経営力の向上を支えていきたいと考えておりますので、引き続きよろしくをお願いいたします。

以上です。

○植田委員長 ありがとうございます。

それでは、次に立石委員、お願いいたします。

○立石委員 失礼いたします。立石でございます。

今回のこれに当たって、Ⅰ期のとき、Ⅱ期のときを思い出しながらどんな議論をしたのかを思い出して比べてみました。そうすると、やはり議論が深まってきているということと、ここまでの手厚い支援をするのだということの変化というのでしょうか、それを改めて感じたところでございます。円滑な廃業や再チャレンジと言っているところをしっかりと盛り込んでいただいて非常にありがたいと思っております。

また、こう言っている数か月間の間に代位弁済の急増といったことが非常に社会問題になってきたと思っております。特に沖縄です。これは先週も言ったのですけれども、非常にレベルが増えてきています。これを考えると、金融支援という観点が急増したというのでしょうか、位置が上がったというのでしょうか、それを私はかなり多く感じております。

この1～2か月の間、多くの小規模事業者の金融に係る御相談をどれだけの数か分からないぐらい私は受けました。そうすると、金融支援の重要性がこの委員会が始まった数か月前と比べるとまるっきり違うレベルになっていると感じております。そういうことから考えると、しかも次の5年間ということを考えると、ここではまだ発言していなかったのですけれども、この1か月程度でたくさん言葉として現場で聞いてきた事業性融資推進法企業価値担保権の話が非常に重要になったと思っております。今、澤井さんも諏訪さんもおっしゃいましたけれども、当然知財は大事ですが、これは知的財産権のこのみならず、

同時に小規模という観点からは無形資産、知的資産のことの明記が必要になってくるのではないかと考えております。言わば、父ちゃん母ちゃん企業にとって見たら、母ちゃん笑顔が担保になって連帯保証が外れるということです。そのためには、井勘定をやめ、採算可視化をし、そして将来キャッシュフローを変えていく。今までにはこの観点はなかなかなかったのですけれども、これがしっかりとここに盛り込んでおかれる必要があるのではないかと。それはいわゆる知的財産権及び知的資産、無形資産という併記も要ると私は特に感じ出してきました。

御承知のように、製造業のみならず小規模は生活衛生業、小売業が多いです。ここになかなか知的財産はないです。しかしながら、知的資産といえはあるわけですから、この位置づけをしっかりと明記しておくということが今後にとって大事になってくるだろうと思います。

また、他の委員もおっしゃっていましたが、「地域」という文言は非常に重要性を増してきたなと思っています。といいますのが、限界集落が増えてきた今、地域経済にとって「地域」という言葉を多くの経営者から聞きます。となれば、どこかにこの「地域」という文言をもっと散りばめておく必要が出てきたと感じておる次第でございます。

最後に、本当に変わっていない点を申し上げます。役所の皆様方の働き方だと思います。1回目もそうです、2回目もそうです、昨日もそうですが、あの時間にメールを送ってきたことで読むのですけれども、本当にここの働き方改革は重要になってきたなと思っています。ここだけは変わっていないなという感想を申し上げますと同時に、本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

○植田委員長 ありがとうございます。

それでは、次にオンライン参加の水野委員、お願いします。

○水野委員 基本計画の取りまとめ、ありがとうございます。私からは全体的な議論と個別の議論をさせていただきたいと思います。

全体的な議論から申し上げますと、企業は競争圧力にさらされていますので、小規模事業者においても支援に頼るという側面を重視するよりも、自立を促すという側面をより強く示していただきたいということです。その意味では、4つの目標と重点施策のトップに経営力の向上や経営者のリテラシー向上という文言を入れていただいているということは重要なことだと思われるのですが、全体的なトーンとして支援に頼るというイメージを抱いてしまいます。特にそれは2章の15の重点施策で強く感じています。伴走支援から経営の自走ができるようになるなど、伴走支援のその先を見据えた記述をしていただきたいと思います。

重点施策のところではありませんけれども、4つの目標の記述で、例えば8ページに「こうした取組を経て小規模事業者自らが経営計画を策定していくことが望ましいが、対応が困難なものに対しては商工会・商工会議所の経営指導等による伴走支援を通じ策定を促していく」とありますけれども、それはあくまでも経営を自走させるための前のステップで

あるということなどを記述していただければと思います。

個別の議論に関しましては、重点施策（１）「経営者のリテラシー向上」についてですが、記述としては「中小企業大学校において、経営者・経営幹部に対し事例等を活用した座学による講義に加え、自社の経営データを用いた演習を通じて自社が抱える経営課題の解決につながる実践的かつ現場に即した研修を実施する等の措置を講じる」との記述なのですが、座学による講義でよいのかということです。

なぜこのようなことを申し上げるかということ、１つ目の根拠に関しましては、アメリカ国立研究所が示したラーニングピラミッドでは、講義による記憶の定着率は５％とされています。ディスカッションを取り入れた学習では５０％まで高まりまして、行動を伴う実践であれば７５％まで高まるとされておりまして、そういった意味ではアクティブ・ラーニングを取り入れる必要があるかと考えています。

２つ目の根拠は、私が以前、この小委員会で御紹介した中小企業大学校の講座は座学ではなくてケースメソッドを使って経営課題に気づき、自らが深く考えて課題解決を探るという講座でございまして、それは座学による講義ではございません。経営課題を自ら考え解決策を導き出す思考のくせをつけるという意味では、座学では不十分だと思われるので、このところの記述の御検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○植田委員長 ありがとうございます。

順番を間違いまして、正木委員を先にすべきだったのを飛ばしてしまって申し訳ございません。次に正木委員、お願いいたします。

○正木委員 日本税理士会連合会・中小企業対策部の正木です。

まずは、事務局の皆様、取りまとめいただき、心より感謝申し上げます。この委員会に関わり始めてから、日本は円安などの経済状況がどんどん悪化しているように感じております。今は変化のチャンスではありますが、同時に大きなピンチに陥っているのではないかと印象を持っており、まさに正念場を迎えていると実感しております。

小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）に記載されている現状認識や考え方について異論はございませんが、中小企業庁が実施しているさまざまな施策について、利用が少ないものも見受けられます。そのため、施策の整理を行い、実際に使えるものをブラッシュアップして、効果的なものは周知徹底を図り、不要なものは削除するなどの整理が必要ではないかと考えております。

小規模事業者は地域経済の要であるため、支援機関との連携強化はもちろん重要です。しかし、同じようなことをバラバラに行っているのは、連携しても協力体制に不備が生じる可能性があります。支援機関ごとの強みや特徴を明確にし、整理することも重要ではないかと思っております。

また、働き方改革において、使命感を持って働く方々が多くいらっしゃる一方で、実際には厳しい労働環境や労働時間と賃金の不均衡があると、若い方々はすぐに離職してしまう

ケースが多いのも事実です。人件費や働く時間に関する支援を強化し、一生懸命働く方々が長く続けられるような支援が求められると思います。

そして、他の方もおっしゃっていたように、今後の具体的な方針を明確にしていくことが非常に重要だと考えています。

以上です。

○植田委員長 ありがとうございます。

それでは、次に森委員、お願いいたします。

○森委員 全国商工会連合会の森でございます。

まずは、中小企業庁におかれましては、第Ⅲ期案の作成に際してたくさんの御苦労があったと思います。改めて感謝を申し上げたいと思います。また、補正予算の閣議決定につきましても、商工会にとりましては高い評価をいたしております。重ねて御礼申し上げます。

さて、事務局案による基本的な方針については、これまでの委員会での意見がしっかり反映されていると思います。まさに小規模事業者も支援現場も急速に変化する経営環境を捉えて意識して取り組んでいく必要があり、経営者のチャレンジを促す良い案だと思います。

ただし、現状認識の中では経営指導員等の人件費や商工会館の施設整備等の事業費につきましては、財源の配分割合は大きく減少していないとありますが、地域によっては十分な配分がなく、職員数の減少を余儀なくされている、あるいは会館の老朽化が一層深刻になっております。現場の実情とは乖離があるため、その点は改めて御検討をいただきたいと思っております。

続いて、15の重点施策についてコメントをさせていただきます。まず、重点施策の（1）ですが、経営者も待ちの姿勢だけでは衰退の一途ですから、経営計画策定や会計知識、知的財産やデジタル、セキュリティ対策など、自ら必要なリテラシーを高めることは重要であります。

また、重点施策の（5）については、商工会地域は中山間地が多く、起業・創業者が少ないのが実情です。昨今では、都市部への一極集中の是正について議論が行われておりますが、地方の持つ潜在力を最大限引き上げていくことが重要であり、定住人口を増やすことや外部から人を呼び込む戦略など、地方創生の実現に向けて新たな産業を起こすことが必要だと考えておりますので、国策としてしっかり政策を打ち出していきたいと思っております。

重点施策7と8では、近年、毎年のように多発しております大規模災害への対応と早期復旧のための対策が加わっており、従来の持続的発展のみならず、事業を継続する力をつけることもフォーカスされたことは、とりわけ中山間地域は平時においても事業の維持・継続が厳しさを増すなど、都市部とは異なる課題が顕在化していることから、この観点は非常に重要な要素であると感じております。

最後に、重点施策（13）については、商工会の人手不足が顕著である中、広域支援体制の構築に言及していただいたことは、我々にとって大変意義深いものがあります。4つの目標に記載いただいた経営指導員等の拡充を図るためには、経営指導員の設置基準の抜本見直しも不可欠であります。各都道府県が努力義務ではなく体制強化のための支援を着実に講じるよう、国として責任を持って指導徹底をお願いしたいと思います。これにより、今まで以上に小規模事業者へのきめ細やかな支援が可能となり、ひいては小規模事業者の経営力の強化や事業の拡大につなげることができるのではないかと期待をしております。

以上であります。

○植田委員長 ありがとうございます。

それでは、次に米本委員、お願いいたします。

○米本委員 全国町村会の米本でございます。

これまで、中小企業・小規模事業者の支援等についての議論する場に参加をさせていただきまして誠にありがとうございます。申し上げるまでもなく、小規模事業者を取り巻く環境というのは依然大変厳しい状態が続いていると思っております。地域の人口減少やデフレ、また、最近の物価高による消費の低迷は、マーケットの縮小に直結する深刻な問題であると捉えております。その意味で、コロナ禍を経て見直される今回の基本計画は正念場にあるのではないかと捉えております。

日本経済全体では、今後、回復の基調に向かうかもしれませんが、小規模企業が取り残されることのないようにしっかりと対策を講じる必要があると考えております。特に大半を占める個人事業者への目配りが大変重要ではないかと思っておりますし、この事業者がいなくなると明日からの生活に困るといふ地域もたくさん出てくるのではないかと考えております。小規模企業を振興する意義は、供給能力の創出が地域の活力創出につながるからだと理解をしております。

今回の重点施策案は、当面必要な項目が網羅されているように感じております。あとはそれぞれの施策の中身がそれぞれの事業者、とりわけ個人事業者に届くようなものになるよう詰めていただければと考えております。特に最後の重点政策（15）の手の簡素化や情報提供は、具体的な支援にアクセスしたり活用したりする意味で大変重要だと思っております。支援が必要な個人事業者ほど情報が届かないということがないように感じております。自治体としても国や関係機関との連携を深め、情報提供の強化などに努めてまいりたいと考えておりますけれども、とにかく個人事業者の方から声を上げていただきたいと思っております。大きな市では別ですけれども、町村におきますと言っても無駄だというのが先に出てきてなかなか私のところまで声が届かないということもあります。商工会等を通じてこれをしてほしい、あれをしてほしいということを上へ上げてきて言ってほしいと思っております。もちろんできることとできないことというのはありますけれども、それで初めて国・県・関係機関と連携して対応ができていくのではないかと考えております。市町村は黙っていても何かやってくれると思っていただくところとちょっとつらいものがありますので、その

辺はしっかりと事業者の方にも伝えていただければと思います。

以上でございます。

○植田委員長 ありがとうございます。

それでは、私からちょっとだけコメントをしたいと思うのですが、この間、小規模企業振興基本計画についての議論ということで、小規模企業にとって何が必要なのか、小規模企業の現状はどうかということでも議論をしてきたわけですが、その議論の過程の中で私が改めて認識したことというのは、小規模企業基本法ができて以降、小規模企業に対する認識が非常にいろいろな形で深まってくる中で、小規模企業というのが一固まりではなかなか捉えられない。小規模企業の中にもかなりいろいろ多様性というのが存在していて、その多様性に対応した施策というのを考えていかないとということが、この間、10年たって改めて強く認識されたのではないのかなと思いますし、この間の議論の中でもそういった多様性に対してどう考えていくのかということが一つの大きなテーマとして考えられていたのではないのかなと思います。

今日のお話の中でも例えば知財の問題が重要であるという話があったと思うのですが、知財の問題が非常に重要であるというのはもちろん小規模企業にとってはすごく大事になってきているように、従来はもっと大きな企業の話として捉えられていたのが必ずしもそうではないのだと、小規模企業においても問題なのだよという話が一方で出てきていますし、もう一方で、先ほどあったように代位弁済が非常に増えてきているという中小企業も増えてきている。そういう非常に多様性を持った小規模企業に対してどういうことを考えていくのかということが改めて問われた第Ⅲ期の議論だったのではないのかなと思います。

それに対して施策として出てくるのは、どちらかという共通的な課題というのがどうしても中心になってきますので、ここで書かれてある内容というのはどちらかという共通的な課題に対応してという話になってきてはいるのですが、議論の過程の中では多様な対策が必要であるということが持ち上がってきていますので、そこを具体的な施策の中ではもうちょっと落とし込んでいく必要があるのではないのかなと。多様性と共通性ということに対してどのように施策として深めていくのかというところは今後、考えていく必要があるのではないのかなと感じたというのが一つです。

それともう一つは、ここでも現状認識で強調されているのですが、事業環境変化が非常に激しいということなのですから、これはすごく大事であり、これに対応していかなくてはいけないということはここでもすごく強調されているのですが、ただ、その事業環境変化というのが想定外のことがまず起きることと、実際に事業をしている人それぞれにおいて事業環境変化の影響の仕方というのはいろいろであって、私が想像できないような事業環境変化というのが実際に起きているというのを最近いろいろなところを歩いていると知るわけで、結局事前に想定してこういう変化が起きるから対応しましょうということは幾ら考えてもやり切れないということになってくるので、そういう点

ではどんな事業環境変化が起きたとしても、それに対応していく力というのを小規模企業につけていってもら、あるいはそういう事業環境変化に対応して自らを変革していくようなことをサポートできるような仕組みをつくっていくことをやっていくしかないわけなので、そういった点では今回強調されている経営者のリテラシーの向上ということであるとか、あるいはリテラシーの向上のために支援機関が何を果たすべきなのかということを考えていくことはすごく大事なことはないのかなと思います。

ちなみに先日、大阪に行きまして、大阪の居酒屋さんで何が一番大きな事業環境変化なのかということ、交通規制でお酒を飲んで自転車に乗ってはいけないということに対する規制が一番厳しくなったと。やはり大阪は自転車でお酒を飲みに来る方が結構お客さんで多いので、それは東京と違うところだと思うのですが、それが一番影響が大きいと。これはどうしようもない外部環境変化なのではあるけれども、そういうものにどう対応していくのかということ、自ら考えていけるような経営者を増やしていくしかないのかなと思ったりしました。

それともう一つは、最後に地方公共団体の責務であるとか、関係者相互の連携及び協力という地域レベルでいろいろな形で対応していかないといけないというのが強調されていて、これはすごく大事なことだと思うのですが、現状どうかということ、皆さんそれぞれの地域でいろいろ活躍されていると思うのですが、なかなかこれできていないというのが実態だと思います。自治体と支援機関との関係であるとか、あるいは支援機関と金融機関との関係といったところがもうちょっと情報が交流できたり、プラットフォームが形成されたり、施策でそれぞれが何らかの形でお互いに優位性を持った形でできるような形にしていけば、もっといろいろなことができるのではないのかなと考えられることが結構多いと思うのですが、恐らく現実にはそれぞれの地域でできていないということがずっと言われ続けているのですが、やはりこれをそれぞれの地域で変えていかないとなかなか進んでいかないのではないのかなと思ったりしています。

この間も四国のある地域に行ったのですが、そこで金融機関の方から話を伺うと、支援機関の商工会議所さんや政府系の金融支援機関というところが何をやっているのかというのが、交流はあるのですが、具体的にはなかなかその情報が共有化されていないところがあるみたいで、ちょっと不信感を抱いているというのが現実的に存在していたようなので、これはまずいなと思ったりしました。

そのようなことを考えていくと、ここに書かれていることは今回の議論の結果ですので、まだもう少し修正は必要かと思いますが、非常に大事なことが網羅されてきていると思うのですが、ここに書かれてあることを実行していく、本当に効果のあるものにしていく上ではまだまだ考えていくべき課題というのは多いと思いますので、そういったことについては今後、実際に実行していく上で考えていただきたいなと思ったりしました。

ということで、皆さんの御意見を伺ったのですが、まだちょっと時間があります

ので、今の話を踏まえましてもうちょっと発言されたいという方は、お願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。どなたからでも結構なのですが、リモートからでも結構なのですが、いかがでしょうか。もうよろしいですか。

では、御意見をいただいたということで、次に移りまして事務局から御意見をいただきたいのですが、この場ではなくてももうちょっと追加をしたいということであれば、今週をめどに事務局まで書面にて提出することにしたいと思っておりますので、追って事務的に連絡をさせていただきたいと思っております。

本日の御意見も踏まえて事務局案の修正を行って、パブリックコメントを経た上で小委員会案の取りまとめへと進めていきたいと思っております。この点については最後に事務局から今後のスケジュールについて御説明をお願いします。

○黒田小規模企業振興課長 資料4を御覧ください。

本日いただいた御意見に加えて、今週金曜頃をめどにメール等で書面での御意見の追加提出も受けたいと思っております。それを踏まえたものでパブリックコメントを30日間行いたいと考えています。次回、第7回につきましては、パブリックコメントの意見の状況を踏まえて、対面又は書面にて1月下旬頃に開催したいと考えています。

○植田委員長 ありがとうございます。

それでは、以上の点を確認いたしまして、第6回「中小企業・小規模事業者政策基本問題小委員会」を、時間はかなり早いのですが、閉会いたします。

本委員会の円滑な運営に御協力いただき、ありがとうございました。

午前10時49分 閉会